

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 2 年 6 月29日

愛 知 県 知 事 殿

提出者

住 所 愛知県海部郡飛島村金岡47

氏 名 東海鋼材工業株式会社

代表取締役 北村 光章

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0567-55-1481

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第11項の規定に基づき、令和 元 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	東海鋼材工業株式会社 知多工場
事 業 場 の 所 在 地	愛知県知多市新刀池2-9
事 業 の 種 類	24:金属製品製造業
特別管理産業廃棄物処理計画 に お ける 計 画 期 間	平成31年 4月1日 ~ 令和 2年 3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	1, 436 t	全 処 理 委 託 量	1, 436 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1, 436 t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	699 t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	1, 519 t
	前 年 度	1, 321 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

2017年11月以降は、電子マニフェストへ移行し、継続中。

※事務処理欄

別紙 (1/2)

特別管理産業廃棄物の抑制に関する事項

		特定有害廃酸 (廃塩酸)	特定有害廃酸 (廃クロム酸)	腐食性廃アルカリ (水洗槽汚泥)	特定有害汚泥 令和 2 年 6 月29日	特定有害汚泥 (清掃汚泥)	特定有害汚泥 (クロム酸汚泥)	特定有害汚泥 (亜鉛ビット汚泥)	腐食性有害廃アルカリ 廃アルカリ液	腐食性有害廃アルカリ 汚泥(ジャン)	合計
排出量	現状	1,296.5 t	75 t	98 t	7 t	2.5 t	1 t	1 t	18 t	20 t	1,519 t
	計画	1,232 t	76 t	100 t	7 t	1 t	1 t	0 t	1 t	18 t	1,436 t
取り組み	現状	酸洗処理液の延命	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計画	"	—	—	—	—	—	—	—	—	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

取り組み	現状	特になし
	計画	特になし

自ら行なう特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

[illegible]

自ら行なう特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		特定有害廃酸	特定有害廃酸	腐食性廃アルカリ	特定有害汚泥	特定有害汚泥	特定有害汚泥	特定有害汚泥	腐食性有害廃アルカリ	腐食性有害廃アルカリ	合計
		(廃塩酸)	(廃クロム酸)	(水洗槽汚泥)	(フラックス汚泥)	(清掃汚泥)	(クロム酸汚泥)	(垂鉛ビット汚泥)	廃アルカリ液	汚泥(ジャン)	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	現状	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	計画	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	現状	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	計画	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
取り組み	現状	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計画	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

自ら行なう特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

[illegible]

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

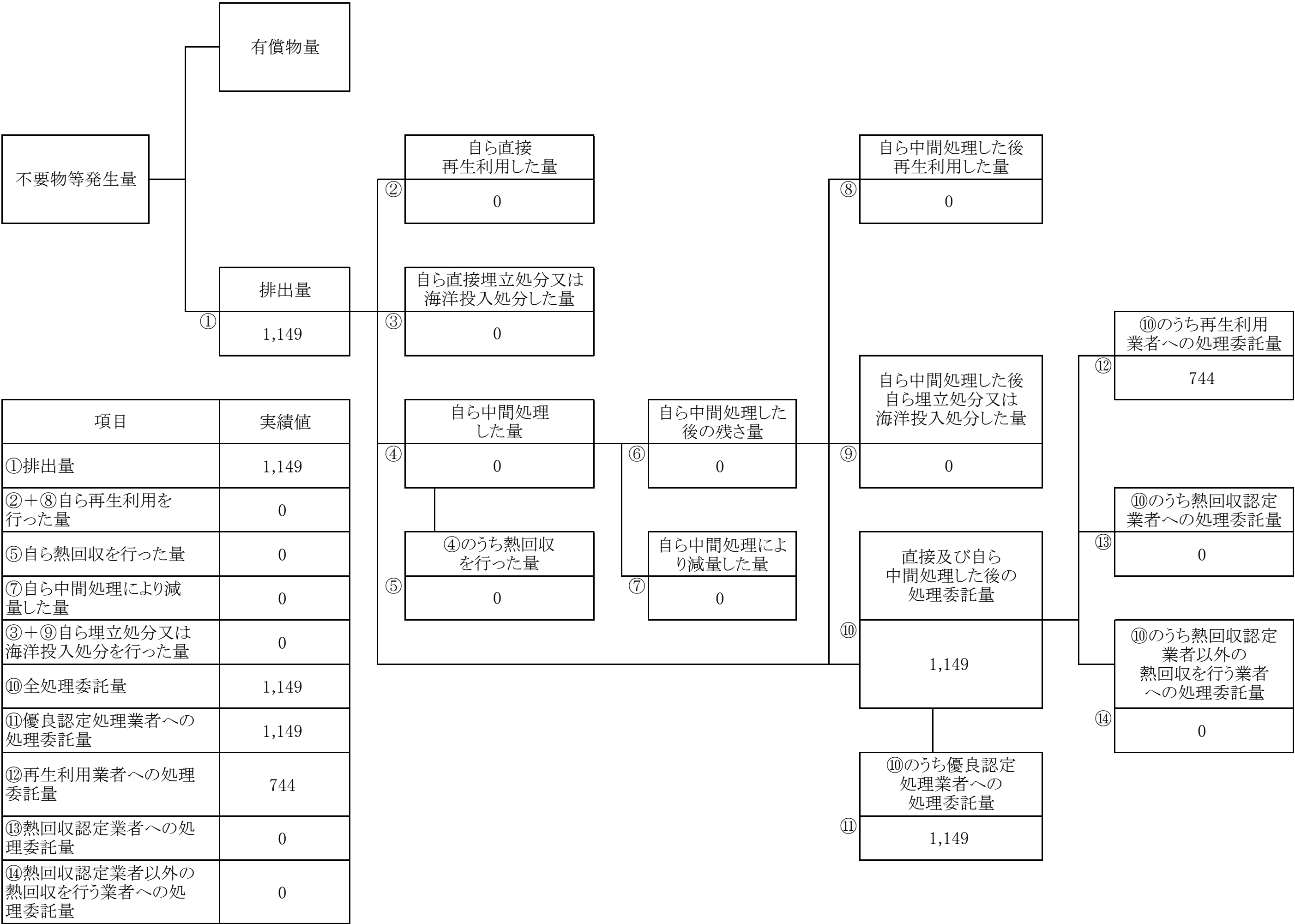
		特定有害廃酸 (廃塩酸)	特定有害廃酸 (廃クロム酸)	腐食性廃アルカリ (水洗槽汚泥)	特定有害汚泥 (フラックス汚泥)	特定有害汚泥 (清掃汚泥)	特定有害汚泥 (クロム酸汚泥)	特定有害汚泥 (垂鉛ビット汚泥)	腐食性有害廃アルカリ 廃アルカリ液	腐食性有害廃アルカリ 汚泥(シヤカン)	合計
全処理委託量	現状	1,296.5 t	75 t	98 t	7 t	2.5 t	1 t	1 t	18 t	20 t	1,519 t
	計画	1,232 t	76 t	100 t	7 t	1 t	1 t	0 t	1 t	18 t	1,436 t
優良認定処理業者への処理委託量	現状	1,296.5 t	75 t	98 t	7 t	2.5 t	1 t	1 t	18 t	20 t	1,519 t
	計画	1,232 t	76 t	100 t	7 t	1 t	1 t	0 t	1 t	18 t	1,436 t
再生利用業者への処理委託量	現状	736 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	15 t	0 t	751 t
	計画	699 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	699 t
認定熱回収業者への処理委託量	現状	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	計画	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	現状	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	計画	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
取り組み	現状	・委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する									
	計画										

※各表の特別管理産業廃棄物の量及びその処理委託量の「現状」の欄は、平成30年度の実績値である

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:特定有害廃酸(廃塩酸))

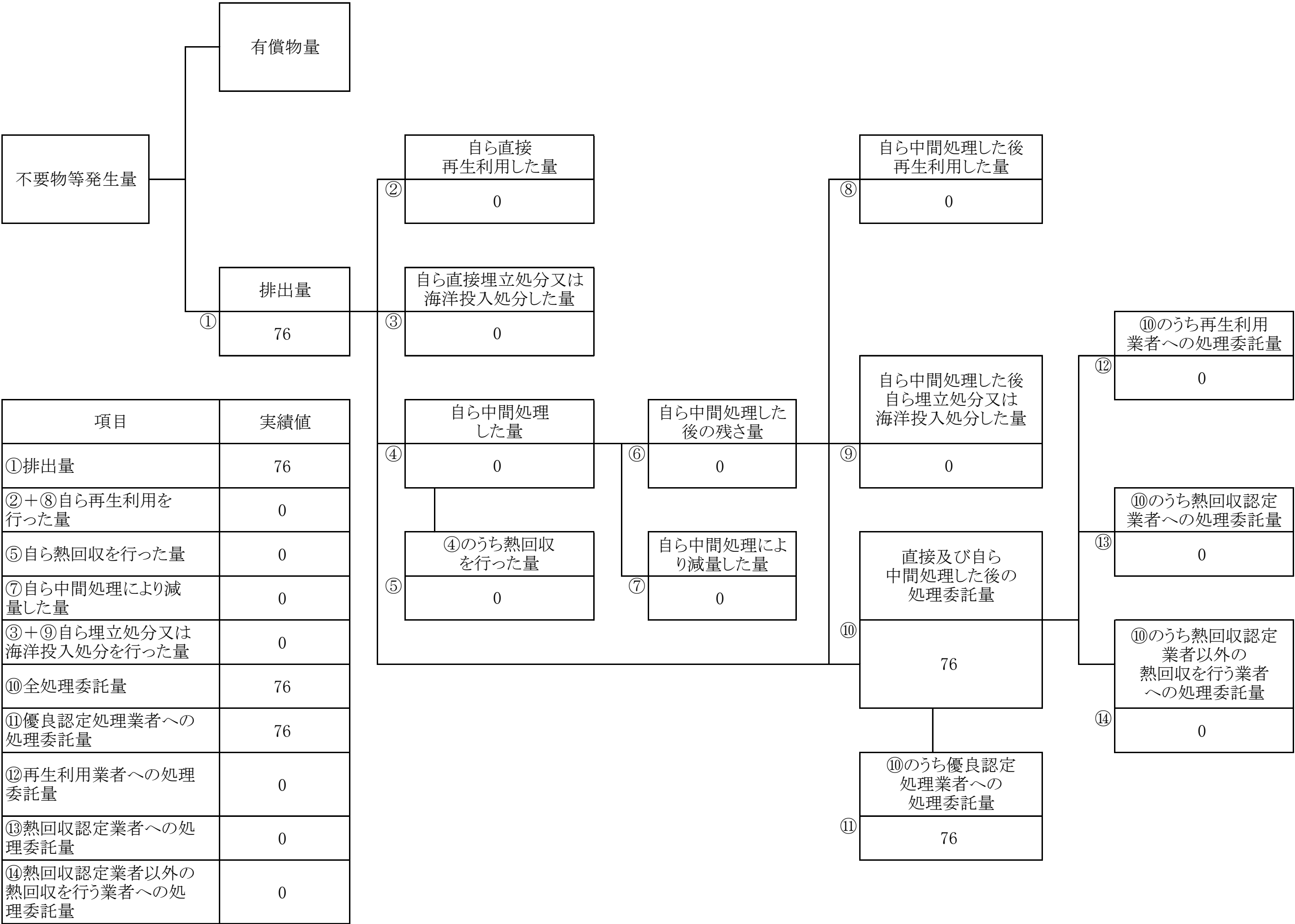
)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:特定有害廃酸(クロム酸))

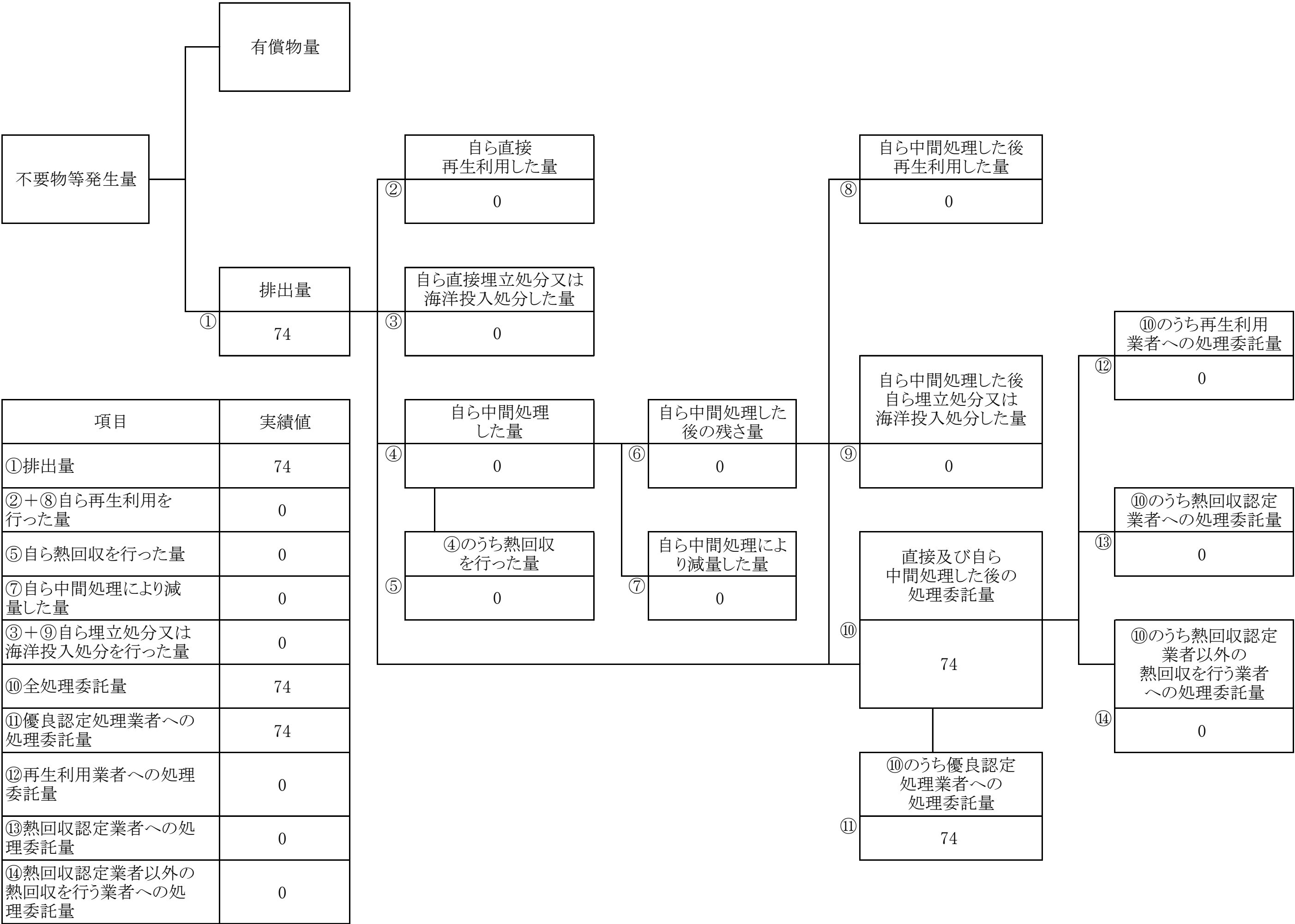
)



計画の実施状況

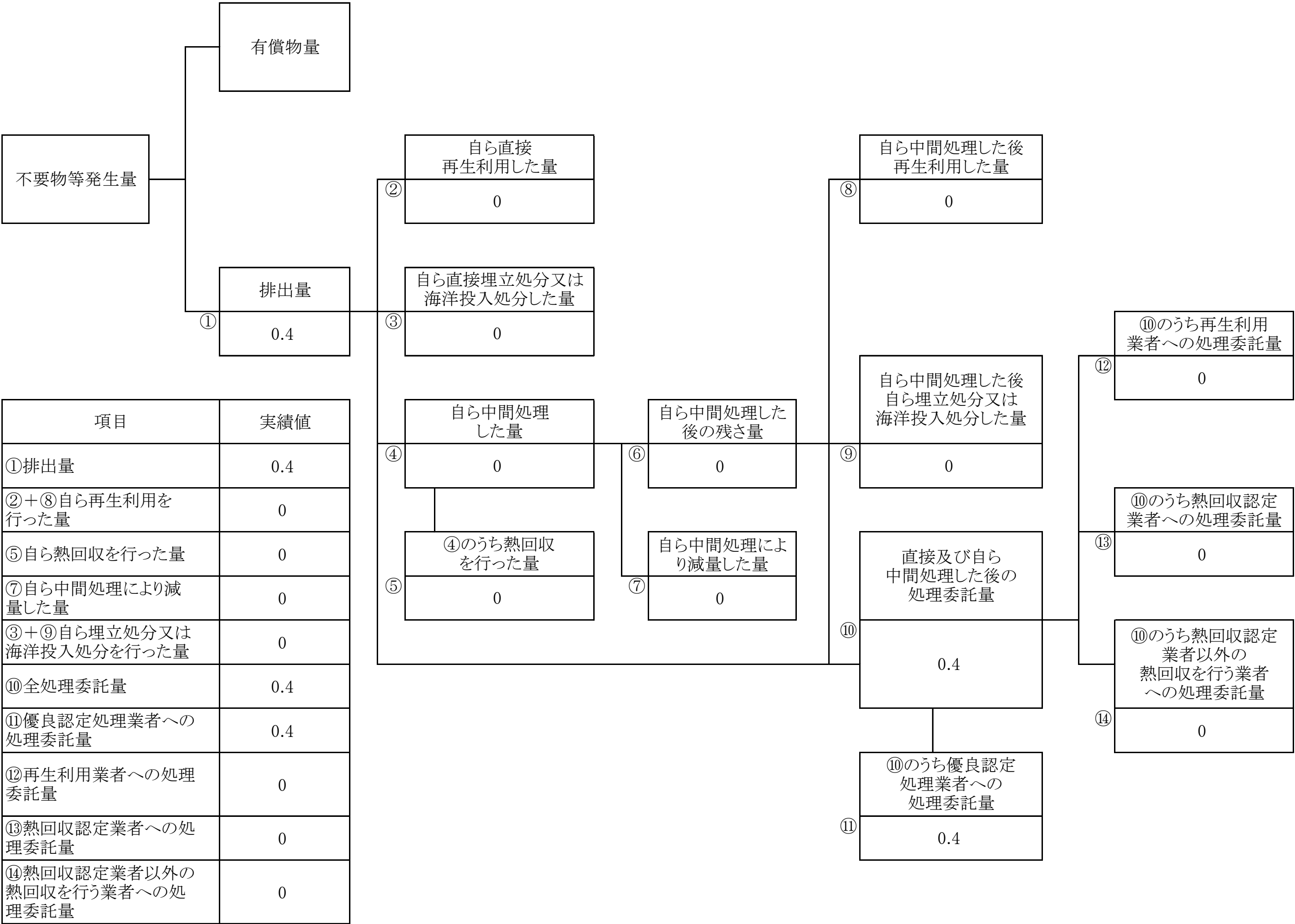
(特別管理産業廃棄物の種類:腐食性廃アルカリ)

)



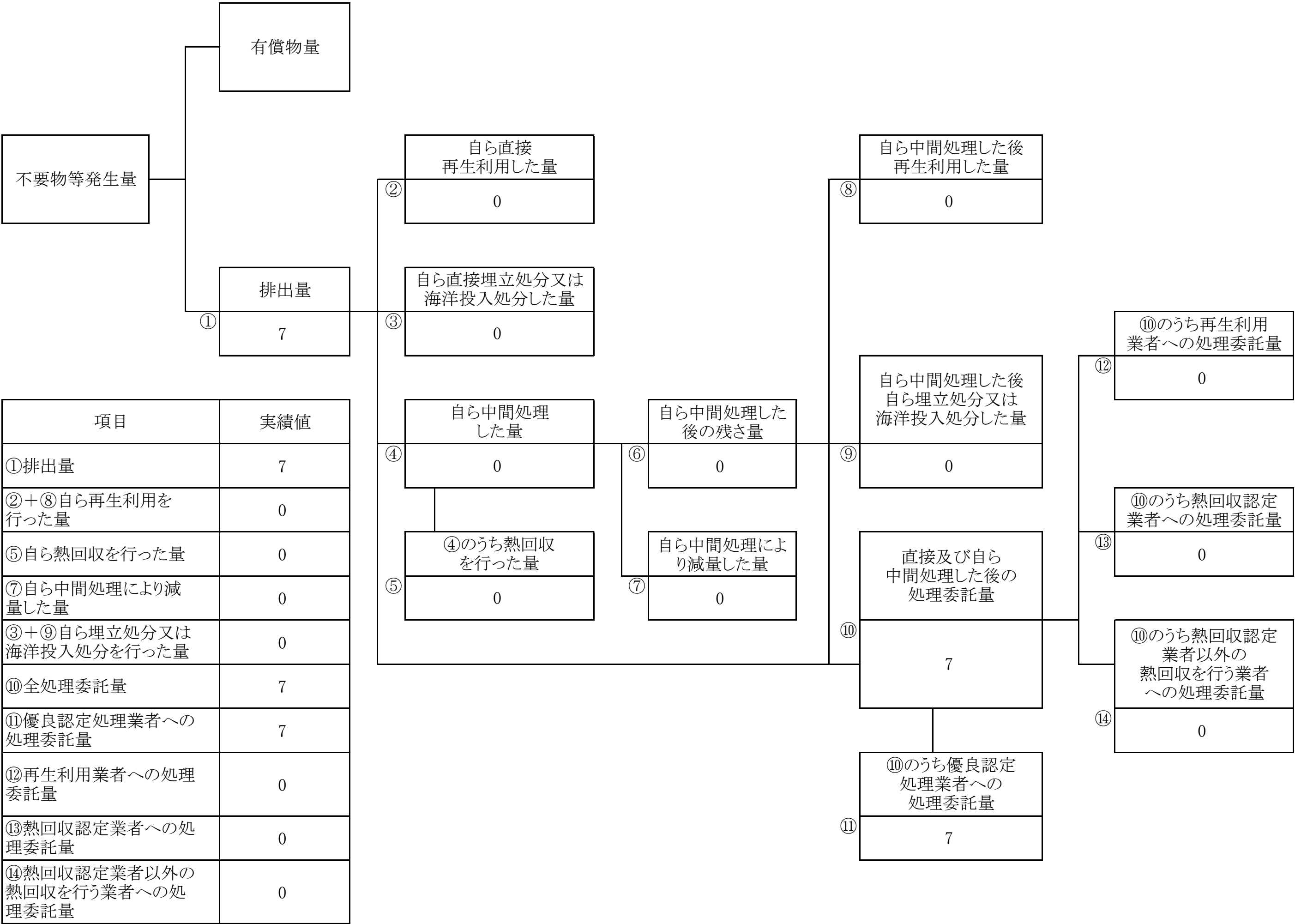
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:特定有害汚泥(クロム汚泥))



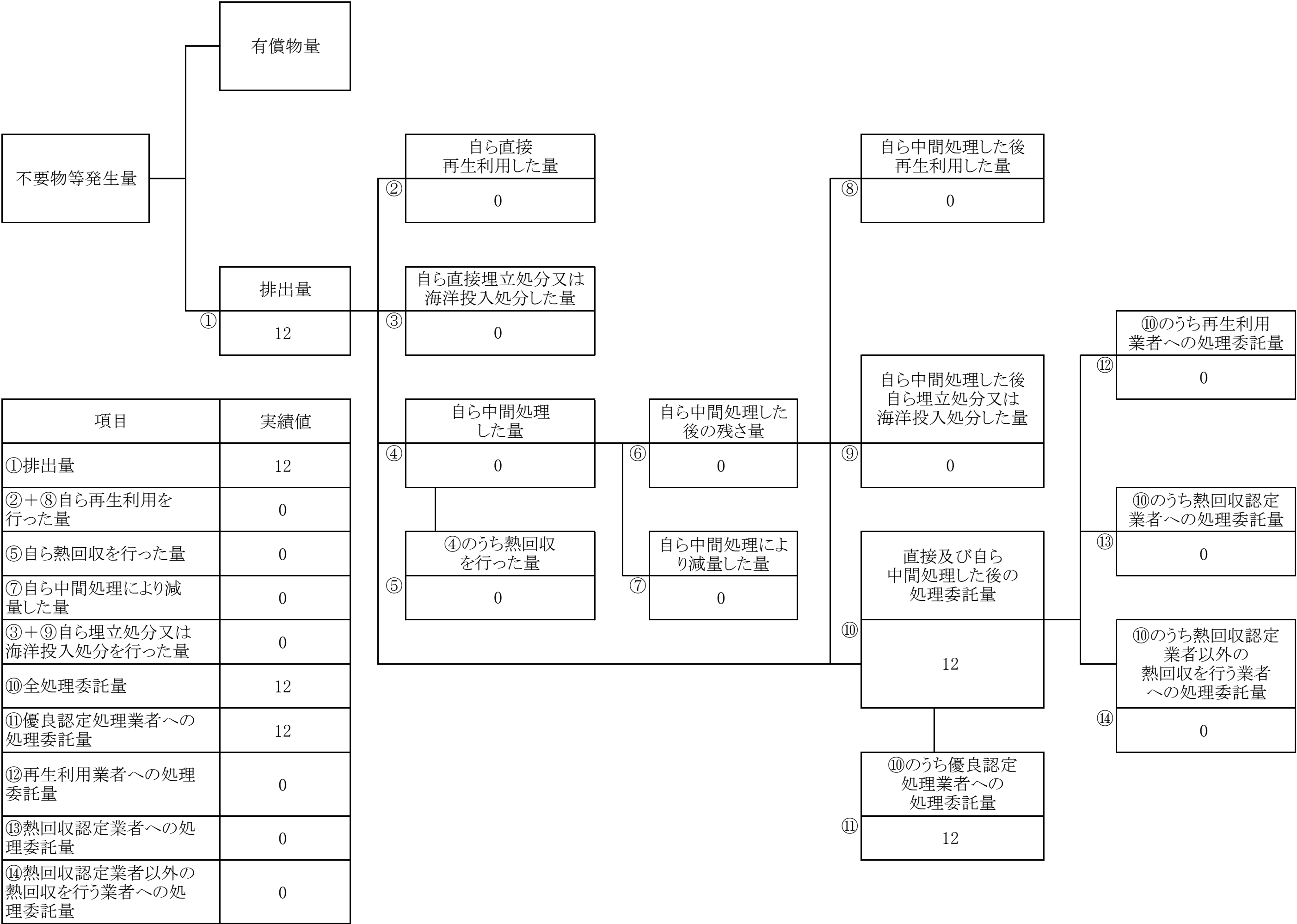
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:特定有害汚泥(フラックス汚泥))



z

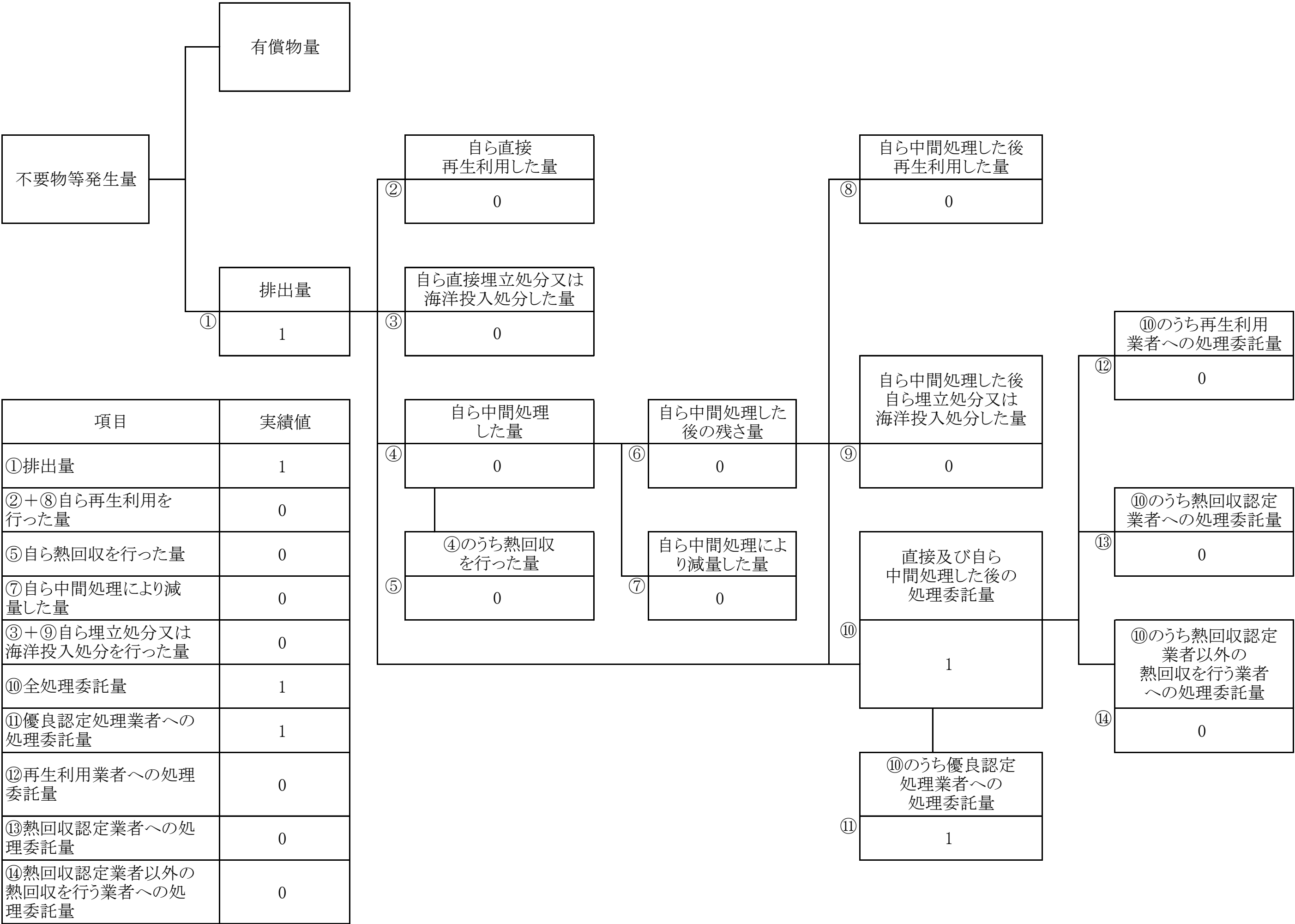
計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類:特定有害廃アルカリ(ジャカン))



計画の実施状況

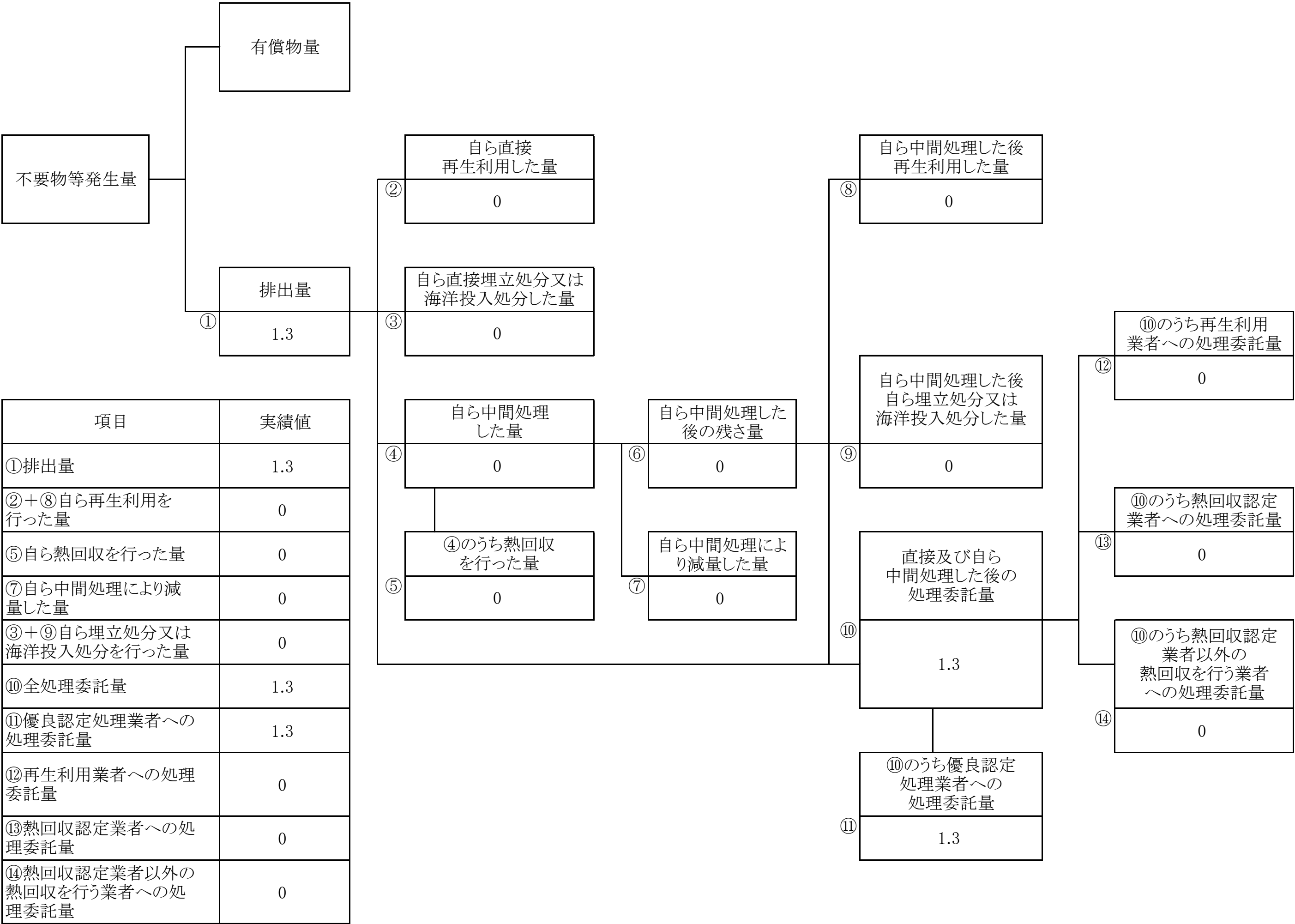
(特別管理産業廃棄物の種類:特定有害廃アルカリ(廃アルカリ液))

)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:特定有害汚泥(清掃汚泥))



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄には、何も記入しないこと。